

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第13条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第14条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

- 第15条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
（本業務における特記仕様事項を記載）

業務仕様書

1 業務目的

本業務は、徳島県企業局が勝浦川に設置している上勝測水所の、水位の記録及び受託者の測定した水位・流量資料等により、流量報告書を作成し、報告することを主目的とする。

2 遵守規則

本業務は、「発電水力流量測定規則」に従って行うものとする。

3 流量観測

(1) 受託者は、浮子測法に必要な浮子投下位置、最低2カ所の見通し線を設け、兩岸に標点を設置し、その河川横断面図を作成しておかなければならない。

(2) 流量観測の回数は、低水流量観測36回、高水流量観測3回を見込んでいる。流量観測の作業時間及び測定回数については、随時監督員と協議の上決定するものとする。また、この時に生じた作業時間及び測定回数等の変更は、契約変更の対象とするので、作業終了後、観測実績時間を所定の様式に準じて報告すること。

(3) 高水流量観測は、原則として徳島地方気象台が「勝浦上勝」地区に「大雨洪水警報」を公表した時に実施するものとする。実施にあたっては、監督員に開始時間及び終了(予定)時間を報告すること。また、高水流量観測は警報発令時から警報解除時を基本とすること。

(4) 高水時の流量測定は、暴風雨時であり、しかも夜間の場合も考えられるので、安全作業に十分注意すること。

(5) 流量観測に使用する浮子等の資材は、受託者が購入するものとする。受託者は、業務着手時ならびに必要な応じ発注者と協議の上、予備を含めた浮子等の資材を確保すること。

業務完了時に余った浮子等の資材については発注者に引き渡すこと。

浮子等の資材費は変更対象とし、単価については協議し決定するものとする。

4 河川横断測量

河川横断測量は、高水流量観測後及び監督員が必要と判断した時に行うものとし、実施時期は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

5 中間打合せ

中間打合について計2回を見込んでいるが、うち1回については令和8年12月までの流量観測が完了し、流量報告書を作成した時点で行うものとする。なお時期については、1月中旬頃に提出すること。

6 流量報告書の作成

流量報告書については、所定の様式に従い作成する。

作成後は、前述の協議の際に1部提出し、認定後3部提出するものとする。

なお、この流量報告書は経済産業省の認定を受けることになるが、認定に際して部分的な修正を必要とすることが生じた場合でも受託者の責任において行うものとする。

7 成果品

本業務の成果品は、所定の様式に従い2部提出するものとする。